

令和5年度版

コレマナ五日市・五日市駅前

# 放課後児童クラブ コレマナのしおり

## 目次

### I 放課後児童クラブ コレマナ五日市・五日市駅前の運営内容

1 目的	1
2 対象児童	1
3 実施期間	1
4 開設時間	2
5 主な活動内容	2
6 利用料金	3
7 定員	5
8 連絡事項・注意事項	5

### II 利用手続（令和5年度利用）

1 令和5年4月から利用を希望される方（「春休み」のみの利用は除く）	11
2 長期休業中（春休み、夏休み、冬休み）のみの利用を希望される方	14
3 年度の中途からの利用を希望される方	15
4 申込事項の変更について	16
5 利用申込取り下げ・辞退・中止等	16
6 利用承諾の取消し	17
7 利用手続きの流れ 利用申込書記入例	18

放課後児童クラブ コレマナ五日市・五日市駅前 運営法人

特定非営利活動法人これからの学びネットワーク

# I 放課後児童クラブ コレマナ五日市・五日市駅前の運営内容

---

## 1. 目的

放課後児童クラブ コレマナ五日市・五日市駅前（以下「コレマナ」という。）は、放課後や長期休業中に、就労などにより保護者が家庭にいない小学生に対し、適切な遊びや生活の場を提供し、その健全な育成を図ることを目的として実施しています。

## 2. 対象児童

次の(1)～(3)までの条件を全て満たす場合に対象となります。

(1) 広島市内に住所を有している児童

(2) 小学校に在学している児童

(3) 保護者及び同居する親族（18歳未満又は75歳以上の者を除く。以下「保護者等」という。）が次のいずれかの事由に該当することで、家庭において適切な保護を受けられないことが常態であると認められる児童

①保護者等が、就労のため、1週間のうち概ね4日以上（月16日以上）、午後5時頃まで家庭にいないこと（※1）（※2）。

②保護者等が、疾病又は負傷の状態にあるか障害があること。

③保護者等が、疾病又は負傷の状態にあるか障害がある親族等を、常時介護していること。

④保護者等が、出産予定日前8週間（多胎妊娠の場合は14週間）に当たる日から出産日後8週間に当たる日までの間（以下「産前産後期間中」という。）であること。

⑤保護者等が、大学・専門学校等へ通学中であること。

⑥その他児童を保護できない特別の事由があること（※3）。

※1 長期休業中のみの利用については、コレマナの通年利用者が定員を超過していない場合についてのみ、長期休業期間中の利用申込を受け付けます。この場合、保護者等の就労時間の要件は、「午後5時頃」とあるのを「正午頃」に緩和します。

※2 夜勤明けの休日等において、休息が必要なために、午後5時頃まで児童を保護できない場合も、日数に含みます。

※3 求職活動による場合には、1週間のうち概ね4日以上、午後5時頃まで家庭にいないことが必要です。  
承諾する利用期間は、「利用開始日から起算して、3ヶ月が満了する日まで」です。

## 3. 実施期間

令和5年4月1日から令和6年3月31日まで（ただし、次の休所日を除く。）

【休所日】

- ・日曜日、国民の祝日に関する法律に規定する休日
- ・8月14日～8月16日（予定）
- ・年末年始（12月29日～1月4日）

## 4 開設時間

月曜日から金曜日まで	13:00~19:00
土曜日及び学校代休日	8:30~19:00
長期休業中	8:00~19:00
短縮授業日	下校時~19:00

## 5 主な活動内容

原則として、年間を通じて次の活動を行います。

### (1) 生活の指導

基本的生活習慣についての援助、自立に向けた支援をします。

### (2) 遊びの指導

遊びを通しての自主性、社会性、創造性を育みます。

### (3) 安全確保・健康管理

出欠確認をはじめとした安全の確保、健康管理や情緒の安定を図ります。

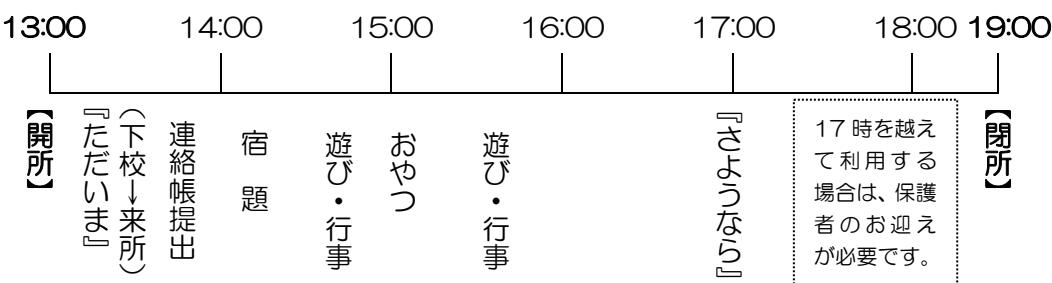
### (4) 家庭との連絡

家庭との日常的な連絡や情報交換を行うとともに、地域と連携を図ります。

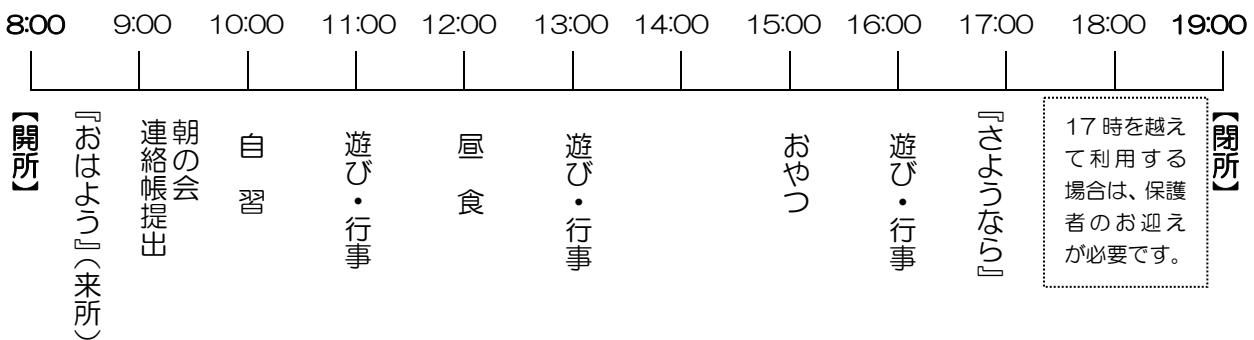
### (5) 参加体験型の学びの場の提供

土曜日を中心に、自然体験、プログラミング等の活動をゲストを交えて行います。

### ○ コレマナの一日（4時間授業日の場合）



### ○ コレマナの一日（長期休業中の場合）



- 外遊びが可能な日には、コレマナ五日市は、新宮苑公園または五日市小学校校庭、コレマナ五日市駅前は駅前第一公園などに行きます。

## 6 利用料金

広島市では、これまで、放課後児童クラブの基本時間部分の利用料金を無料としてきました。しかし、放課後児童クラブの利用対象が小学校の全学年に拡大された平成27年度以降、放課後児童クラブの利用申込者は増加し続けており、今後もクラスを増設し、受入枠を拡大していくことから、運営経費の更なる増加が見込まれています。

このような状況の下、放課後児童クラブのサービスを充実させつつ、将来に渡って安定的に運営できるようにしていく必要があることから、令和5年4月から、放課後児童クラブを利用されるご家庭においては、基本時間部分の利用料金を負担していただくこととしたしました。

この利用料金の有料化に当たっては、子育て世帯の経済的負担を考慮した料金区分を設定しています。

また利用料金とは別に、おやつ代として3,000円/月必要です。おやつ代の中には、工作材料費、遠足旅費などの実費も含みます。

コレマナは非営利法人として運営しており、広島市の補助対象外経費については寄付金等から補填しております。おやつ代と併せて500~1,000円/月の寄付プランも設定していますので、ご協力よろしくお願い致します。

### (1) 利用料金

お子さま一人につき以下のとおり利用料金がかかります。

料金区分A、Bの負担軽減措置に該当する方は、放課後児童クラブ利用申込書の該当する欄にチェックの上、申し込んでください。また、利用料金を算定するための関係書類の添付が必要となります。

料 金 区 分		月額利用料
負 担 軽 減 措 置	A	• 就学援助受給世帯 • 生活保護受給世帯 • 市民税（住民税）非課税世帯
	B	• こども医療費補助受給世帯 • ひとり親家庭等医療費補助受給世帯 • 重度心身障害者医療費補助受給世帯
C		その他（上記に該当しない世帯）
		5,000円

※利用料金の判定に当たっては、住民票上の世帯員だけでなく、その他の同居する親族等を含み、判定します。

※市民税非課税世帯以外の項目は、放課後児童クラブ利用申込日時点の状況で判定します。

※市民税非課税世帯の判定については、令和5年4月～6月に利用を開始する場合は令和4年度の市民税で、令和5年7月～令和6年3月に利用開始する場合は令和5年度の市民税で判定します。

※住民税課税年度の直前の1月1日に広島市外に居住されていた場合は、市民税額が確認できる書類をご提出ください。

※弁当代及びおやつ代は、上記料金に含まれていません。

## (2) 多子軽減

同一世帯から2人以上のお子さまが放課後児童クラブを利用されている場合、第2子は半額、第3子以降は無料とします（年齢が上の児童から順に減額していきます。）。

軽減に当たっては、利用状況を基に当方で判定しますので、申請等の手続きは基本的に必要ありませんが、広島市が運営する放課後児童クラブと他の民間放課後児童クラブで、それぞれ別の兄弟姉妹が利用されている場合などは、相互の情報把握ができないため、学年が下のお子さまについて、通っている放課後児童クラブに「放課後児童クラブ在籍証明書」の発行を依頼し、学年が上のお子様が通われている放課後児童クラブにご提出ください。また、証明書の取得にあたっては、必ず、実際に放課後児童クラブに通い始めた日以降に取得してください。

なお、広島市が補助を行っていない民間学童保育等に通われている場合は、本軽減の対象とはなりません。

## (3) 月後半からの利用

利用料金は、原則、月額で設定しますが、月の後半（16日以降）に利用を開始する場合は、実際に必要となる経費等を考慮し、初月の利用料金を半額（第2子の場合は、さらにその半額となります。）とします。

ただし、月の途中で利用を中止された場合は、すでにそのお子様を保育するための人材や物品を確保している状況であることなどから、半額とはしません。

月の途中で、放課後児童クラブ間で異動する場合には、異動元のクラブと異動先のクラブから請求される利用料金を単純に合算すると、異動当月が1.5か月分又は2か月分の料金となってしまうため、異動先の新しいクラブでの初月の利用料を無料とします。無料とするためには、異動元のクラブで「放課後児童クラブ利用証明書」を発行してもらい、異動先のクラブにご提出ください。

## (4) 料金区分の変更手續

負担軽減措置に該当する各医療費補助等の受給状況や、世帯の状況等に変更があった場合には、必ず、「放課後児童クラブ 世帯状況等変更申出書」を各クラブにご提出ください。原則、申し出があった翌月から料金区分を変更しますが、以前の料金を請求もしくは還付させていただく場合があります。

## (5) 利用料金の納付方法

会費ペイのシステムを利用した各金融口座振替でのお支払いとなります。おやつ代、寄付金も併せてご請求致します。

## 7 定 員

44名（コレマナ五日市・コレマナ五日市駅前ともに）

広島市児童福祉施設設備基準等条例（以下「条例」という。）において、児童1人あたりの面積（おおむね1.65m<sup>2</sup>以上）やクラスの児童数（おおむね40人以下）の基準を定めたことから、各放課後児童クラブにおいて定員を設定しています。

※各クラブの定員については、広島市ホームページをご覧ください。

## 8 連絡事項・注意事項

### (1) 連絡帳について

- ◎ ご家庭とコレマナとの連絡に使用する大切なものです。退室予定時刻とお迎えの有無をご記入の上、毎日、必ず持たせてください。記入がなかったり、連絡帳を忘れた場合は、当日、メールや電話で確認のご連絡を致します。
- ◎ お子さまの体調が良くない場合や、帰宅の方法が通常と異なる場合など、連絡事項がある場合はご記入ください。
- ◎ スタッフが必要に応じて、コレマナでの様子、気づき、連絡事項などを記入するので、毎日目を通してください。
- ◎ 1ヶ月間の来所予定は、月末に配布する来所予定表に記入していただき、出欠を確認します。

### (2) 欠席について

- ◎ 欠席することが事前に分かっている場合は、前日までに連絡帳でお知らせください。急な場合は、電話やメールなどで保護者の方が直接ご連絡ください。
- ◎ 欠席連絡がない場合は、安全確認のため、保護者の方に確認のメールを送らせて頂きます。
- ◎ お子さまの口頭による連絡では正確に確認できないことがあります。その場合は安全確保のために、保護者の方へ確認の電話をさせて頂くことがあります。
- ◎ 学校を欠席又は早退した場合には、必ずコレマナにもご連絡ください。

### (3) 帰宅と来所について

- ◎ お子さまだけで帰宅する場合、できるだけ集団で帰宅できるように、原則としてコレマナから帰る時刻を16:00・16:30・17:00に設定しています。保護者の方が希望される時刻を必ず連絡帳に記入してください。
- ◎ コレマナから帰る時刻を17:00以降に希望される場合は、お子さまの安全確保のため、必ず19:00までに保護者の方のお迎えをお願いします。

〔※お迎えが間に合わない場合は、広島市ファミリー・サポート・センター等の利用もご検討ください。  
　　ファミリー・サポート・センターの連絡先は、電話 082-246-4455 です。〕

- ◎ お迎えの有無やお迎えに来られる方の名前などについては、連絡帳に記入してください。なお、コレマナ五日市の前に駐車することができますが、歩道にはみ出さないようにご協力ください。コレマナ五日市駅前に関しては別途お知らせする駐車場にご駐車下さい。広島信用金庫の駐車場には駐車しないようお願いします。
- ◎ 夏休みなどの長期休業中の開所時刻は 8:00 です。安全確保のため、お子さまの来所が開所時刻より前にならないように、ご協力ををお願いします。※土曜日、小学校の代休日は 8:30 開所です。
- ◎ 塾や習い事、プールをはさんでの再来所も可能です。その場合は、一度退室したのち、来所した扱いとなります。但し、17 時以降は大人の同伴が必要です。
- ◎ 入退室をメールで保護者の方にお知らせするシステムを導入しています。個人情報管理カードにメールアドレスをご記入ください。特別な理由がない限りご利用をお願いします。itsukaichi@koremana.net (コレマナ五日市)、ekimae@koremana.net (コレマナ五日市駅前) より送信しますので、予めこのアドレスが受信できるよう、機器の設定をお願いします。
- ◎ 短縮授業日の下校時間にも原則対応いたします。(新 1 年生の入学当初など)
- ◎ 1 学期の開始 1 ヶ月程度、新 1 年生を対象に、下校時間に合わせて五日市小学校から各施設までの道のりをスタッフが同伴する予定です。
- ◎ ご家庭でも、来所途中・帰宅途中の安全指導(寄り道をしない、不審者に気をつけるなど) や通学路の確認をされますようお願いします。

#### (4) 宿題について

- ◎ 宿題は来所後すぐに自主的にするように声かけをし、習慣づけの指導をします。学習指導は行いませんので、宿題の内容については、ご家庭で確認をお願いします。又、宿題をご家庭ですか、コレマナですかについても、ご家庭で決めて頂いて結構です。ご家庭で宿題をする場合は、予めご一報ください。
- ◎ 下校時刻が遅くなったときや行事に参加するときなどには、宿題をする時間の確保ができないことがあります。

#### (5) お弁当・おやつについて

- ◎ 長期休業中、学校代休日、土曜日、短縮授業日など給食のない日には、お弁当と水筒を持たせてください。来所後に、お弁当やパンなどを買いに行くことはできません。現金は持たせないようにお願いします。

- ◎ 基本的に、コレマナで提供するおやつは「ミルサン」製造の安全・安心のおやつです。十分におやつを食べる時間がない場合は、市販のおやつで代用する場合もあります。アレルギー対応が必要な場合には、予め、医師の診断書などを添えてお知らせください。可能な範囲で対応を検討します。
- ◎ おやつ代はコレマナで徴収し、欠席日の返金はありません。予めご了承ください。

#### (6) 賠償責任保険について

- ◎ コレマナでは活動中の事故に備えて、賠償責任保険及び傷害保険に加入しています（保護者の方の保険料負担はありません）。支払い限度額は、賠償（1事故）：30,000千円（免責1千円）、傷害（死亡・後遺症）：3,000千円、傷害（入院）：3,000円、傷害（通院）：2,000円となります。これ以上の保障をご希望の場合は、別途個人での保険契約となります。予めご了承ください。（事故の発生状況により、保険で対応できない場合もあります。）
- ◎ 来所途中・帰宅途中、習い事やプールのための退所中の事故については、小学校で加入している保険での対応になります。

#### (7) 服薬について

- ◎ 投薬は医療行為にあたるため、スタッフは行うことができません。
- ◎ 服薬する場合には、お子さまが自分ですることになります。安全管理のため、必ず保護者の方からの連絡が必要ですので、薬の用途や服薬時刻などについて、連絡帳に記入してください。

#### (8) 学級閉鎖等の場合について

- ◎ 学級閉鎖（学校閉鎖も含む）となったクラスのお子さまは、感染の有無に関わらずコレマナを利用できません。学級閉鎖は疾病の感染拡大を防止するための措置ですので、ご理解くださいますようお願いします。ただし、医師からの治癒証明書や陰性を示す診断書を持参の場合は、利用できます。
- ◎ 感染症に罹患し出席停止の措置を受けたお子さまが、コレマナを利用する際には、学校に提出する「学校感染症等治癒通知書」の写しを提出するか、医師の指示（登校許可）を保護者から文書か口頭で連絡してください。
- ◎ 広島市では、病気の回復期にあり、医療機関による入院治療の必要はないが、安静の確保に配慮する必要がある児童で、かつ保護者の方が勤務等の都合により家庭で育児を行うことが困難な小学生までのお子さまを医療機関に併設した託児施設（病児保育室）でお預かりする事業（病児・病後児保育事業）を行っています。利用方法などの詳細については、広島市ホームページをご覧ください。
- ◎ 新型コロナウイルスの陽性者又は濃厚接触者となった場合は、療養期間や健康観察期間として保健センター等から指示された期間内は、コレマナを利用できません。

## (9) 非常変災状態になった場合の対応について

◎ 非常変災状態とは、次の場合をいいます。

- ・ 広島市（区）に警報が発表された場合、又は学区内に避難情報が発令された場合
- ・ 台風の接近等により広島市域に警報が発表される（もしくは学区内に避難情報が発令される）と判断した場合、又は判断できないものの何らかの影響を受けると予測され、児童の安全管理上、保護者の保護・管理下におくほうが適切である場合
- ・ 不審者の出没、事件、事故など児童の安全管理上、保護者の保護・管理下におくほうが適切である場合

◎ 非常変災状態になった場合には、コレマナは原則として次表の対応になります。

◎ 非常変災状態の場合には、原則として、お迎えをお願いしますので、連絡がとれるようにしておいてください。

◎ 小学校によっては、警報が発表された場合でも臨時休校にならない場合がありますので、ご注意ください。

◎ 気象情報・避難情報等は、広島市の「防災メール」や「防災ポータル」等で確認できます。

防災メール ( <a href="http://www.k-bousai.city.hiroshima.jp/">http://www.k-bousai.city.hiroshima.jp/</a> )	
防災ポータル ( <a href="https://www.bousai.city.hiroshima.lg.jp/">https://www.bousai.city.hiroshima.lg.jp/</a> )	

### 【小学校登校日の場合】

小学校の対応	コレマナの対応
臨時休校の場合 (自宅待機後の臨時休校を含む)	<u>臨時休所</u>
登校の場合 (自宅待機後の登校、登校後授業打ち切り 及び一斉下校・集団下校時を含む)	<u>通常の開所時刻から開所（注1）</u>

### 【小学校休業日の場合】

	非常変災状態	コレマナの対応
午前 7時 の 時 点	佐伯区に「暴風警報」が発表されている場合	<u>臨時休所</u>
	当該学区内に、「避難指示（警戒レベル4）」又は「緊急安全確保（警戒レベル5）」が発令されている場合	<u>臨時休所</u>
	当該学区内に、「高齢者等避難（警戒レベル3）」が発令されている場合、又は佐伯区に「大雨警報」、「洪水警報」のいずれかが発表されている場合（台風接近時含む）	<u>通常の開所時刻から開所</u> ※ 保護者の方の <u>送迎（コレマナの入口まで）が必要</u> です。
午前7時より後に 非常変災状態になった場合		<u>通常の開所時刻から開所（注1）</u>

(注1) 原則として、保護者の方へ連絡し、お迎えを依頼します（天候及びその他の事情により、閉所時刻以前にお迎えを依頼することがあります）。

### (10) 震度5弱以上の地震が発生した場合の対応について

原則として次表の対応になります。

### 【小学校登校日の場合】

①	在校中に地震が発生した場合 地震発生後に来校した場合	小学校が児童を学校所定の避難場所で待機させます。 コレマナは <u>地震発生後は臨時休所</u> になります。
②	開所前に地震が発生した場合	<u>当日は臨時休所</u> になります。 ※ 地震発生後に児童が来所した場合は④の対応です。
③	閉所後に地震が発生した場合	<u>翌日は臨時休所</u> になります。
④	在所中に地震が発生した場合 地震発生後に来所した場合	余震や周囲の状況を確認の上、児童を引率し、学校所定の避難場所に移動します（避難場所で保護者に引渡し）。

### 【小学校休業日の場合】

前記の「小学校登校日の場合」と同じです（ただし、①の対応はありません）。

### (11) 保護者の方に直接連絡する場合について

以下の場合には、お子さまの安全確保のため、保護者の方に直接連絡することができます。場合によっては、勤務先に連絡することもありますのでご了承ください。

#### ① 非常変災状態などで、お迎えをお願いする場合

- ・ 台風接近時や大雨時には、気象情報・避難情報に注意しておいてください。

- ② お子さまがケガをしたり、体調が悪くなったりした場合
  - ・ お子さまの状態により、お迎えをお願いすることがあります。
- ③ 欠席の連絡がないのに、来所されない場合
  - ・ 欠席される場合には、必ず事前にご連絡ください。
  - ・ 下校時刻より30分後、又土曜日と長期休暇中は9：30までに出欠確認ができない場合にご連絡致します。
- ④ お子さまがコレマナから帰る時刻やお迎えの有無などについて、確認が必要になった場合
  - ・ 帰る時刻やお迎えの有無などについては、連絡帳に必ずご記入ください。
- ⑤ その他、お子さまの安全確保のため、至急連絡が必要となった場合

#### (12) 利用時に用意するものについて

- ・ 置き傘（見えやすい場所に名前をご記入ください。持ち手の上から見えるのがベスト。）
- ・ 着替え（必ず名前をご記入ください。季節に合わせて入れ替えしてください。）  
※コレマナには、下着の着替えは備えていません。
- ・ 水筒（外遊びに行くときに必ず持っていきます。涼しい気候でもご持参下さい。見えやすい場所に名前をご記入ください。）
- ・ ハンカチ（感染予防のためにお手拭きは共用しませんので、個人でお持ちください。）
- ・ 帽子（土曜日、長期休業中もご持参ください。外遊びに行くときに必ず着用します。）
- ・ 連絡帳（初回利用時に配布します。ご利用前にお渡しすることも可能です。）
- ・ 昼食（お昼を挟むご利用の場合は、必ずお持ちください。）  
※原則として、おもちゃやカードゲーム等の遊び道具の持ち込みはご遠慮ください。  
ただし、何らかの理由がある場合は、この限りではありません。なお、壊れたり無くなったりした場合にコレマナでは、一切の責任を負いかねます。ご家庭でよくご相談ください。

#### (13) その他

- ・ 持ち物には必ず名前をご記入ください。
- ・ 初回のご利用前の情報共有（登所時間など）はメール又は直接コレマナへご連絡ください。
- ・ 活動の様子を、コレマナ Facebook ページに掲載しています。  
(<https://www.facebook.com/koremanaitsuikaichi/>)
- ・ 記録用写真を撮影します。WEB 上やパンフレット等に掲載することもありますので、掲載不可の方は、予めお知らせください。
- ・ メールアドレスなどの個人情報の記述を個人情報管理カードにご記入ください。
- ・ 頂いた個人情報は、コレマナの利用終了後2週間以内にシュレッダー処理します。

## II 利用手続（令和5年度利用）

- ・定員を超過する場合、選考により利用できない場合があります。
- ・複数の放課後児童クラブ（市が補助する民間放課後児童クラブも含む）へ同時に申込はできません。コレマナ五日市、五日市駅前もどちらか一方の選択になります。
- ・新型コロナウイルス感染症の拡大状況等によっては、利用を制限する場合があります。

### 1 令和5年4月から利用を希望される方（「春休み」のみの利用は除く）

#### （1）申込（別添1「利用手続きの流れ」を参照）

コレマナ五日市もしくは五日市駅前へ、「民間放課後児童クラブ利用申込書」に必要事項を記入の上、必要書類をそろえて、受付期間内に持参（原則郵送は不可）により、申込んでください。

【受付期間】※例年より前倒しで日程を設定していますので、ご注意下さい。

区分	対象学年	受付期間	
通年利用	新1年生～新3年生	1次受付け	令和4年12月9日(金)～12月20日(火)19:00
	新1年生～新6年生	2次受付け	令和5年2月10日(金)～2月21日(火)19:00

※利用開始日が4/1～4/15の場合に、通年利用として上記期間に申し込むことができます。

※受付期間内に申込できなかった場合には、年度の中途からの利用を希望される方

（P15を参照）と同じ受付期間で受け付けます。

※受付期間ごとに優先順位を定めます（P13を参照）ので、利用を希望する新1年生から新3年生におかれましては、1次受付で申込されることをおすすめします。

#### 【必要書類】

##### ●利用要件を確認するための書類

「在職証明書」、「就労申立（証明）書」、「申立書」、「求職活動状況報告書（継続用）」は、コレマナホームページ（<https://koremana.net>）から入手可能。

確認が必要な事由	必要書類（※1）
常勤、パート等で就労している場合 (雇用主に雇用されている場合)	在職証明書（※2）
自営、内職、農業等で就労している場合	就労申立（証明）書
保護者等が疾病・負傷の場合	診断書（写しでも可）又は介護保険被保険者証（要介護3～5の場合のみ可）の写し
親族等を常時介護している場合 (※3)	介護者：申立書(当該児童を保護できない理由を記載したもの)要介護者(非同居の要介護者も含む)：診断書(写しでも可)若しくは、介護保険被保険者証(要介護3～5の場合のみ可)、身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳、障害児通所支援受給者証、日中一時支援事業受給者証、移動支援事業受給者

	証、障害福祉サービス受給者証、自立支援医療等受給者証(精神通院)、又は特別児童扶養手当の証書の写し
障害がある場合（保護者等）	身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳、日中一時支援事業受給者証、移動支援事業受給者証、障害福祉サービス受給者証、又は自立支援医療等受給者証(精神通院)の写し
産前産後期間中の場合	母子健康手帳の写し（表紙及び出産予定日が分かるページ）
大学・専門学校等へ通学している場合	在学証明書（写しても可）（※4）
求職活動中の場合	申立書（当該児童を保護できない理由、状況を記載したもの） (前年度からの継続利用及び年度中途の継続利用は求職活動状況報告書（継続用）も併せて提出)
その他の事由	当該事由が確認できる書類又は申立書（当該児童を保護できない理由、状況を記載したもの）

※1 必要書類は、保護者(単身赴任の場合も)、同居する親族（18歳未満又は75歳以上の者を除く）それ必要となります。

※2 就職先が決まっている方は、勤務予定として在職証明書を提出してください。勤務開始後、改めて在職証明書を提出してください。

※3 介護者と要介護者の両方の必要書類を提出してください。

※4 入学予定のため、在学証明書を提出できない方は、合格通知書や入学手続書類など入学予定が確認できる書類を提出してください。まだ合格発表されていない場合は、入学時期を申立書に記入の上、提出してください。後日、入学予定が確認できる書類を提出してください。

### ●優先利用に該当するかを確認するための書類（該当者のみ）

優先利用に該当する児童（ひとり親家庭の児童、障害（※1）のある児童）について、優先利用を希望する場合は、利用申込書の「優先利用を希望する」に○をしていただき、必要書類を申込時に提出してください（希望しない場合は必要書類の提出は不要です）。

確認が必要な事由	必要書類
障害のある児童の場合	身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳、障害児通所支援受給者証、日中一時支援事業受給者証、移動支援事業受給者証、障害福祉サービス受給者証、自立支援医療等受給者証（精神通院）（※2）
ひとり親家庭の児童の場合	遺族年金の証書、児童扶養手当の証書、又はひとり親家庭等医療費受給者証の写し（※3）

※1 知的障害、身体障害、精神障害、発達障害等

※2 障害のある児童で必要書類が提出できない場合、特別支援学級、通級指導教室の在籍が確認できる書類（個別の指導計画の写し、個別の教育支援計画の写し、成績表の写しなど（いずれもクラス及び児童氏名が分かるページ））を提出してください。

※3 ひとり親家庭の児童で必要書類が提出できない場合、「戸籍全部事項証明書（戸籍謄本）」と「住民票の写し」（写しても可）の両方を提出してください。なお、ひとり親家庭等医療費補助を受給しており、申込用紙の負担軽減措置の該当欄にチェックをしている場合には、書類の添付は不要です。

## ●利用料金の算定に必要な書類（該当者のみ）

区分	確認書類
① 就学援助受給世帯	就学援助の認定通知書の写し（※） ※認定通知書は送付があり次第提出する。
② 生活保護受給世帯	生活保護受給証明書の写し
③ 市民税（住民税）非課税世帯	課税台帳記載事項証明書（所得証明書） ※個人住民税が課されていないことが分かるもの
④ こども医療費補助受給世帯	こども医療費受給者証の写し
⑤ ひとり親家庭等医療費補受給世帯	ひとり親家庭等医療費受給者証の写し
⑥ 重度心身障害者医療費補助受給世帯	重度障害者医療費受給者証の写し

※ 就学援助は、遅い方では6月以降頃に市担当課にて決定がされ、それ以降に決定通知書が届きます。そのため、申込時には、申込用紙へのチェック（自己申告）のみで適用し、後日、決定通知書を提出していくことになります。承諾がされなかった場合には、それまでの月分の請求することとなります。

## (2) 利用の承諾等

◎ 利用申込書や在職証明書などの添付書類により、対象児童の要件を満たしているかどうかを審査して、利用の承諾・不承諾を決定します。

※ 求職活動による場合、承諾する利用期間は、「利用開始日から起算して、3ヶ月が満了する日まで」です。

例① 利用開始日が4月1日→6月30日までの利用期間

例② 利用開始日が4月16日→7月15日までの利用期間

利用期間終了後も求職活動を理由に、継続して利用を希望する場合は、申立書と併せて求職活動状況報告書（継続用）を添付のうえ、新しく申込んでください（例①の場合で、7月1日から求職活動を理由に利用継続する場合、6月1日～15日に申込が必要です）。

◎ 利用希望児童数が多く、定員を超過するため、対象児童の要件を満たす方全員の利用を承諾できない場合は、以下の優先順位に基づき、順位を付した上で、順位の上位の方から順に定員に達するまで、利用を承諾します。

### 【優先順位】

ア 学年が低い児童を優先します（小学校1年生→2年生→3年生→4年生→5年生→6年生）。

イ なお、同一学年内の順位は次のとおりです（①→②）。

- ① 優先利用に該当する児童（ひとり親家庭の児童、障害のある児童）
- ② ①以外の児童

上記①、②内で順位付けが必要となった場合は、抽選により順位を付けます。

◎ 抽選は、複数のスタッフが同席の上、コンピュータによるくじ引きによって厳正に行います。

- ◎ 対象児童の要件を満たしているにもかかわらず、上記の順位により利用が承諾されなかった方については、利用の承諾を保留します。申込先の放課後児童クラブが利用可能となった場合には、先に付した順位の上位の方から順に利用の承諾を決定します。
- ◎ 各受付期間に対する利用承諾又は利用承諾保留の通知の送付の目安は以下のとおりです。
  - 【1次受付】令和5年 2月15日ごろ
  - 【2次受付】令和5年 3月 9日ごろ

## **2. 長期休業中（春休み・夏休み・冬休み）のみの利用を希望される方**

### **(1) 申込**

- ◎ 長期休業期間中のみの利用を受け付けても、コレマナの定員を超過せず、コレマナの運営に支障がない場合についてのみ、長期休業期間中の利用申込を受け付けます。
  - ・ 申込を受け付ける放課後児童クラブは、事前に広島市ホームページでお知らせします。
  - ・ 長期休業中のみの利用については、保護者等の就労時間の要件について「午後5時頃」とあるのを「正午頃」に緩和しています。
- ◎ コレマナへ、「民間放課後児童クラブ利用申込書」に必要事項を記入の上、必要書類をそろえて、受付期間内に申込んでください
  - ・ 複数の放課後児童クラブ（市が補助する民間放課後児童クラブも含む）へ同時に申込はできません。

### **【受付期間】**

区分	受付期間	
「令和5年4月の春休み」のみの利用	受付	令和5年 2月10日（金）～ 3月15日（水）
「夏休み」のみの利用（※1）	1次受付	令和5年 6月 1日（木）～ 6月15日（木）
	2次受付	令和5年 6月16日（金）～ 6月30日（金）
「冬休み」のみの利用	1次受付	令和5年11月 1日（水）～11月15日（水）
	2次受付	令和5年11月16日（木）～11月30日（木）
「令和6年3月の春休み」のみの利用	令和5年 10月頃ホームページ等でお知らせする予定です。	

※1 「夏休み」のみの利用について、上記受付期間内に申込できなかった場合、年度の中途からの利用と同様の受付期間で受け付けます（P15を参照）。

- ◎ 上記の申込により定員に達した場合は、後日、定員に空きが出た場合であっても、再度、長期休業中のみの利用申込の受付は行いません。

**【必要書類】：** 令和5年4月から利用を希望する方と同様です（P11～13を参照）。

## (2) 利用の承諾等

◎ 令和5年4月から利用を希望する方と同様です（P13を参照）。

◎ ただし、対象児童の要件を満たしているにもかかわらず、順位付けにより利用が承諾されない方については、利用を不承諾とします。

## 3 年度の中途からの利用を希望される方

### (1) 申込

◎ コレマナへ、「民間放課後児童クラブ利用申込書」に必要事項を記入の上、必要書類をそろえて、受付期間内に申込んでください

・複数の放課後児童クラブ（市が補助する民間放課後児童クラブも含む）へ同時に申込はできません。

#### 【受付期間】

利用開始希望日	受付期間
月の前半（1～15日）（※1）	利用希望月の前月の1～15日（※2）
月の後半（16～末日）（※1）	利用希望月の前月の16～末日（※2）

※1 利用開始希望日が 7/16～8/31、12/16～1/15、3/16～3/31 の間の方については、長期休業中のみの利用と同じ受付期間で1次受付を行い、定員に余裕がある場合、下表のとおり2次受付けを行います）。

※2 受付期間の末日が、コレマナの休所日の場合、その前日を受付締切日とします。

#### <R5年度 年度中途から利用の受付期間スケジュール>

受付期間	利用開始希望日											
	4/1 ～15	4/17 ～28	5/1 ～15	5/16 ～31	6/1 ～15	6/16 ～30	7/1 ～15	7/18 ～31	8/1 ～10	8/17 ～31	9/1 ～15	9/16 ～30
3/1 ～15	3/16 ～31	4/1 ～15	4/17 ～28	5/1 ～15	5/16 ～31	6/1 ～15	6/16 ～30	7/1 ～15	7/18 ～31	8/1 ～10	8/17 ～31	8/1 ～10
利用開始希望日												
9/1 ～15	9/16 ～30	10/2 ～14	10/16 ～31	11/1 ～15	11/16 ～30	12/1 ～15	12/16 ～28	1/5 ～15	1/16 ～31	2/1 ～15	2/16 ～29	3/1 ～15
受付期間	1次：11/1～15						2次受付		未定 10月頃 HPを ご覧く ださい。			
	11/16 ～30	12/1 ～15	12/16 ～28	1/5 ～15	1/16 ～31	2/1～ 15						

※ 法令の変更等により祝日等が変更となった場合は、受付期間及び利用開始希望日の始期は直後の開所日に、終期は直前の開所日にそれぞれ変更となります。

※ 利用開始希望日が4/1～4/15の場合は、一次受付け及び二次受付けで申し込まれた方が優先となりますので、P11に記載している期間に申込されることをおすすめします。

**【必要書類】：令和5年4月から利用を希望する方と同様です（P11～13を参照）。**

※ 求職活動による利用期間終了後も、求職活動を理由に、継続して利用を申込む場合は、申立書と併せて求職活動状況報告書（継続用）を提出してください。

## **(2) 利用の承諾等**

- ◎ 令和5年4月から利用を希望する方と同様です（P13を参照）。
- ◎ ただし、定員を超過した場合の順位付けは、優先利用に該当する児童、優先利用に該当しない児童、それぞれにおいて順位付けが必要となった場合、抽選ではなく申込順となります。
- ◎ 対象児童の要件を満たしているにもかかわらず、上記の順位により利用が承諾されなかった方については、利用の承諾を保留します。コレマナが利用可能となった場合には、先に付した順位の上位の方から順に利用の承諾を決定します。

## **4 申込事項の変更について**

- ◎ 勤務先・住所・家族状況など申込事項の変更があった場合には、速やかにご連絡ください。勤務先が変更となった場合には、在職証明書（就労申立書）の再提出が必要になります。
- ◎ 在職証明書の内容に変更等があった場合や、雇用期間が定められており、更新予定がなかったものが更新された場合は、必ず、更新後速やかに更新後の在職証明書を提出してください。※提出が無い場合は、利用承諾を取り消すことがあります。  
なお、提出していただいた在職証明書に、「更新予定あり」との記載があった場合には、勤務内容等に変更がない限り、更新後に新たに提出する必要はありません。

## **5 利用申込取り下げ・辞退・中止等**

- ◎ 次の場合、「民間放課後児童クラブ利用（申込取り下げ・辞退・中止）届」をコレマナに提出してください。
  - ・ 申込取り下げ：利用申込をしたが、利用承諾通知を受け取る前に申込を取り下げる場合
  - ・ 辞退：利用承諾通知を受け取ったが、利用期間前に利用を辞退する場合
  - ・ 中止：利用期間中に、クラブの利用を取りやめる場合
- ◎ 利用期間満了前にコレマナを利用する必要が無くなった場合は、必ず「民間放課後児童クラブ利用（申込取り下げ・辞退・中止）届」を提出してください。

- ◎ 保護者の方の就労時間の変更などにより、対象児童の要件を満たさなくなった場合は、利用を継続することはできません。
- ◎ 利用期間満了（年度末など）による場合は、届出は不要です。

## **6 利用承諾の取消し**

- ◎ **利用申込に虚偽や不正があった場合などには、承諾を取り消すことがあります。**
- ◎ 長期間欠席された場合（継続して1ヵ月以上の欠席）には、コレマナの利用を継続されるかどうか確認させていただき、承諾を取り消すことがあります。

【用語の定義】	
<ul style="list-style-type: none"><li>◎コレマナに関すること<ul style="list-style-type: none"><li>・来所：コレマナに來ること</li><li>・在所：コレマナにいること</li><li>・帰宅：コレマナから自宅に帰ること</li><li>・開所：コレマナを開設時間に開けること</li><li>・閉所：コレマナを開設時間以降、閉めること</li><li>・休所：コレマナを休みにすること</li></ul></li><li>◎小学校に関すること<ul style="list-style-type: none"><li>・登校：小学校へ行くこと</li><li>・在校：小学校にいること</li><li>・下校：小学校から帰ること</li><li>・休校：小学校が休みになること</li></ul></li></ul>	

## 7 利用手続きの流れ（4月から利用の場合）

### 1 申込書等の配布

コレマナにおいて、「民間放課後児童クラブ利用申込書」「在職証明書」「就労申立（証明）書」「申立書」を配布（コレマナのホームページからも入手可能です）。

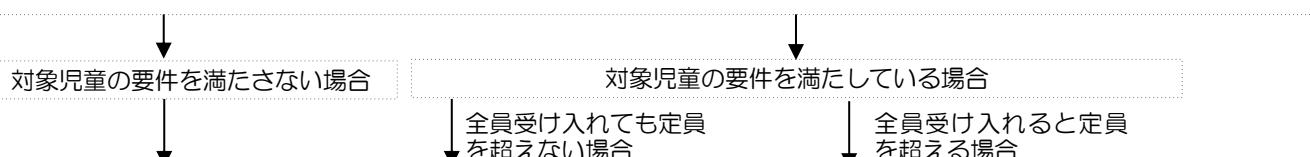
### 2 受付

コレマナに、①～②の書類を受付期間内に持参により提出（原則郵送は不可）。

- ① 民間放課後児童クラブ利用申込書（別添2 記入例を参照）
- ② 必要書類（詳細は、P11～13参照）

### 3 審査

提出された書類により、対象児童の要件を満たしているかどうかを審査。



### 4 利用不承諾の通知

2月中旬～3月下旬頃に、「利用不承諾通知書」を送付。

### 4 利用承諾の通知

2月中旬～3月下旬頃に、「利用承諾通知書」を送付。

#### 4-1 順位付け

- ・低学年の児童を優先。
  - ・同一学年内は、次の順位（①→②）
    - ① 優先利用に該当する児童（ひとり親家庭の児童、障害のある児童）
    - ② ①以外の児童
- 上記①、②内で順位付けが必要となった場合は、抽選（※）により順位付け。  
※年度中途からの利用は、抽選ではなく申込順により順位付け。

#### 4-3 利用承諾保留の通知

2月中旬～3月下旬頃に、「利用承諾保留通知書」を送付。

※保留決定後に他の放課後児童クラブに申し込む場合は、「利用承諾保留通知書」を添付してください。

コレマナが利用可能となった場合には、先に付した順位の上位の方から順に利用を承諾。

#### 4-2 利用承諾・保留の決定

- ・上記の順位の上位から順に定員に達するまで、利用を承諾。
- ・定員を超えた場合、それ以降は、順位を付した上で、利用の承諾を保留。

#### 4-3 利用承諾の通知

2月中旬～3月下旬頃に、「利用承諾通知書」を送付。

### 5 利用開始

「個人情報カード」等の必要書類をコレマナへ提出。

「利用承諾通知書」に記載した利用期間の開始日から利用開始。

# 民間放課後児童クラブ利用申込書

(あて先) 特定非営利活動法人これからの学びネットワーク

令和 4年 12月 9日

民間放課後児童クラブの利用について、関係書類を添えて、次のとおり申込書を提出します。申込者以外の者が提出する場合は、その者の同意を得て、記入・提出します。

年度ごとに申し込みが必要です。

また、この申込みにおいて、次のことに同意します。

- ・利用料軽減措置のうち、生活保護世帯、就学援助受給世帯、こども医療費補助受給世帯、ひとり親家庭等医療費補助受給世帯、重度心身障害者医療費補助受給世帯のいずれかに該当する場合には、私と私の属する世帯員(この申込書に記載されている者)に関する受給状況について確認されること。
- ・利用料負担軽減措置のうち、市民税非課税世帯に該当する場合には、私と私の属する世帯員(この申込書に記載されている者)に関する市民税の課税・非課税の情報を課税資料により確認されること。
- ・世帯状況を確認されること。
- ・利用の承諾や放課後児童クラブでの保育の実施に必要な情報を、関係機関(学校等)に提供すること(課税状況や、各医療費補助制度の該当情報を提供することはあります)

申込者(保護者)

住 所	〒 731 - 5126 広島市 佐伯 区 新宮苑11-19 木村ビル1F TEL ( 090 ) 1334 - 5007			※日中に連絡がとれる番号をご記入ください。	
ふりがな 申込者氏名 (保護者)	ひろしま せんいちろう 広島 茜一郎			生年月日	昭和 平成 58年 5月 1日生
ふりがな 児童氏名	性別	生年月日	令和 5年 4月 の学年		学年
ひろしま とうこ 広島 橙子		平成 28年 8月 11日 生	五日市 小学校		1 年
利用を希望する放課後児童クラブ (どちらかに丸をしてください)	コレマナ五日市			コレマナ五日市駅前	
利用を希望する期間	令和 5年 4月 1日から 令和 6年 3月 31日まで				

以下の利用料負担軽減措置に該当する場合、該当するものすべてに□をしてください。

<input type="checkbox"/> 就学援助受給世帯(※1)【申請(予定)日:令和 年 月 日】		
<input type="checkbox"/> 生活保護世帯	<input type="checkbox"/> 住民税(市民税)非課税世帯(※2)	
<input checked="" type="checkbox"/> こども医療費補助受給世帯	<input type="checkbox"/> ひとり親家庭等医療費補助受給世帯	<input type="checkbox"/> 重度心身障害者医療費補助受給世帯

※1 就学援助を申請しているが、まだ決定がされていない場合や、申請予定の場合も□をしてください。※2 1月1日に広島市外に居住していた等により、他市町村で課税されている場合には、その市町村での

ただし、就学援助が認定されなかった場合は、遡って利用料を徴収します。

該当している場合は必ず□をしてください!

利用料金の算定に影響します。

児童の健康状態等(該当する番号に○及び必要事項を記入してください)。

障害の有無	1 無	2 有(状況: )
その他発達や病気について気になること		

保護者及び同居する親族の状況

氏名 年齢区分(利用開始時)	本人との続柄	勤務先又は通学(園)先・学年 ・放課後児童クラブ名等	氏名 年齢区分(利用開始時)	本人との続柄	勤務先又は通学(園)先・学年 ・放課後児童クラブ名等
広島 茜一郎 18歳未満・75歳以上 ※該当する場合のみ○	父	(株)□□□□	広島 青子 18歳未満・75歳以上 ※該当する場合のみ○	姉	☆☆小学校 5年生
広島 黄花 18歳未満・75歳以上 ※該当する場合のみ○	母	△△ストア	広島 藍蘭 18歳未満・75歳以上 ※該当する場合のみ○	姉	☆☆小学校 3年生 ●●放課後児童クラブ
広島 碧空 18歳未満・75歳以上 ※該当する場合のみ○	兄	○○大学 2年生	広島 紫苑 18歳未満・75歳以上 ※該当する場合のみ○	祖父	

優先利用(障害のある児童、ひとり親家庭の児童)を希望する場合は、

右記の「優先利用を希望する」に□をしてください。

※定員超過のため同一学年内における選考を行う必要がある場合に、優先します。

※優先利用を希望する場合は、申込の際に必要書類を添付してください。

優先利用を希望する

すでに放課後児童クラブを利用されており、そこから他のクラブに移るためのお申込みである場合は、

右記の「クラブ間での異動希望」に□をしてください。

クラブ間での異動希望